

第2部

# 会計と法人税は一致、消費税は不一致 ポイント制度の税務処理上の 留意点

税理士法人高野総合会計事務所  
弁護士・税理士

徳田 貴仁

税理士法人高野総合会計事務所  
税理士

中山 真一

わが国のポイントサービス市場は大

きな広がりを見せている。企業会計基準委員会(ASBJ)が、平成30年3月30日公表した企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基準」という。なお、これと対比して、従前の基準を「従来基準」という)において、売上に紐づいて発生するポイントにつき、一定の取扱いが示された。収益認識基準に伴い、法人税、消費税の税務については、会計・法人税は一致、消費税は不一致という取扱いが想定される。本稿では、まず自己発行ポイント制度の税務上の取扱いを検討しつつ、いまだ取扱いが不明な点のある共通ポイント制度に関する論点につき、論点の明確化を意識して、概観する。なお、脱稿時点で、取扱いが明確にされていない箇所に関する記載は、当職等の私見によるものであることをお断りする。

## I 法人税と消費税が相違する場合も 自己発行ポイントの 税務処理

### この章のエッセンス

- 自己発行ポイントの法人税上の取扱いが明確化された。消費税上の取扱いの改正は行われていない。
- 自己発行ポイントの会計上の取扱いには、大きく引当金処理と契約負債認識の2つがありえ、法人税上の取扱いは、それぞれの場合で異なる。契約負債認識で、前受計上できるための要件が明確になり、ポイント制度を施行する企業には大きなメリットとなる。

- 取引内容によっては、収益認識基準に基づく会計処理、法人税における益金算入額、消費税における課税資産の譲渡対価の額がそれぞれ異なり得る。

## 自己発行ポイントと 共通ポイント

自己発行ポイント制度とは、ポイント制度のうち、自社で顧客に対して発行したポイントを自社で顧客に対

し還元する制度をいい、今回、法人税基本通達(以下、「法基通」という)2-1-1の7で取扱いが明らかにされた。他社が発行するポイント制度に加入する場合などの共通ポイント制度(IIで後述)については、これと異なり、法人税の取扱いが示されていない。なお、共通して、消費税法の改正は行われていない<sup>(1)</sup>。

(1) 現状の税務上の取扱いにつき、高安満「マイレージサービスに代表されるポイント制に係る税務上の取扱い」(税務大学校論叢58号、2008年)が参考になる。

## 本稿における 想定事例

自己発行ポイントと共通ポイントの対比イメージは図表1のとおりである。

なお、本稿では、自己発行ポイント制度に関する説明の便宜のため、次のような想定事例を置くものとする。

### 【制度】

家電量販店を展開するA社は、ポイント制度を運営している。A社は、顧客の100円(税込)の購入につき、10ポイントを付与する(ただし、ポイント使用部分については、ポイントは付与されない)。顧客は、1ポイント